

県立図書館リニューアルオープンイベント企画開催業務仕様書

1 委託業務名

県立図書館リニューアルオープンイベント企画開催業務

2 業務の目的

県立図書館のリニューアルオープンに当たり、施設の魅力や新たな機能を広く県民に発信するとともに、来館の促進及び利用者満足度の向上を図ることを目的とする。

なお、本業務は開館と同時に実施することを踏まえ、一般来館者の利用環境を確保しつつ、親子で読書に親しむ機会や、施設の魅力を体感できる機会を創出するものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

4 委託上限額

1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) イベントの企画・実施

① 実施日及び時間

- ・令和8年8月下旬の週休日を予定
- ・当日は9時30分頃から式典（来賓挨拶、テープカット等、本企画開催業務に含む）を実施し、その後、9時40分から開館（一般利用者入館）予定である。
- ・イベントは開館後に実施するものとし、図書館の一般利用者の支障とならないよう配慮すること。

② イベント内容

- ・大規模改修する子ども読書室を活用した、子ども向け又は親子向けのイベントを企画・実施すること。
- ・イベントは開館中に実施するため、一般利用者に配慮（静穏性・動線対策等）すること。
- ・イベント参加を契機として図書館利用や読書活動につながる工夫を行うこと。

③ 実施場所

使用できる場所は、次のとおりとする。（別紙『使用フロア』参照）

- ・1階子ども読書室内 読み聞かせコーナー（定員20名程度）
- ・2階学習室、軽読書室の一部（第1学習室・軽読書室）
- ・5階多目的ホール

④ 実施方法

- ・事前予約性又は整理券配布等により、参加人数を適切に管理すること。
- ・1回当たりの参加人数の定員を遵守するとともに、複数回実施等により、なるべく多くの来館者が参加できるよう工夫すること。
- ・一般利用者の動線と干渉しない運営とすること。

⑤ 実施体制

- ・図書館職員（司書）は通常業務に従事（式典開催時間を除く）するため、イベントの企画及び運営は受託者が主体的に実施すること。
- ・必要なスタッフを配置し、安全かつ円滑な運営体制を構築すること。

⑥ 事前準備

- ・図書館は開館直前まで準備作業を行うため、大規模な設営や準備を要する企画は避けること。
- ・簡易な設営で実施可能な内容とすること。

⑦ 広報

- ・イベント周知のため、チラシ等の広報物を作成すること。
- ・内容、仕様及び配布方法については、県と協議の上決定すること。

⑧ 内覧会対応

- ・報道機関向けの対応として、前日に内覧会を実施する可能性がある。
- ・内覧会においてイベントの紹介等を行う場合は、県と協議の上対応すること。

(2) イベントの効果検証

① 実施状況の把握

- ・イベント参加者数、年齢層等の属性及び実施状況を把握すること。

② 効果検証

- ・イベントの実施結果を分析し、今後の図書館運営及び利用促進施策の参考となる報告を行うこと。

(3) 独自提案

上記に加え、リニューアルオープン効果の向上に資する独自提案がある場合は、別途提案することができる。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、企画提案書を基に県と協議の上、「業務計画書」を作成し提出すること。
- (2) 委託業務完了後、「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要に応じて業務の処理状況について調査又は報告を求めることができる。
- (4) 業務実施過程において仕様内容に変更の必要が生じた場合は、双方協議の上、委託料の範囲内で対応すること。

7 再委託の可否

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に書面により再委託の内容、再委託先の概要及び体制等を明示し、県の承諾を得た場合は、この限りでない。

8 成果の帰属及び秘密保持

本業務により作成された成果物の著作権及び使用権は、県に帰属する。

9 秘密保持

- (1) 本業務に関し提出された資料は、本業務以外の目的で使用しないこと。
- (2) 県から提供された資料等は、許可なく公表又は使用しないこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

10 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、同法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

業務の実施に当たっては、県と受託者が十分に協議を行いながら進めるものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、

甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律
(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。